指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。（新規）

３文科初第 1152 号
令和３年 10 月１日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井　美徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年３月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和３年２月 19 日付け２文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおりの取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

なお、本日付けで、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和４年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和３年 10 月 1 日付け３文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和４年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和３年 10 月１日付け３文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

記

改善等通知の別紙１　Ⅱ10（６）備考、別紙２　Ⅱ９（６）備考及び別紙３　Ⅱ７（７）備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

〔参考１〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年３月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

〔参考２〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和３年２月 19 日付け２文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【本件連絡先】
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線：2369）
e-mail：kyokyo@mext.go.jp